

令和5年度山形県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 山形県内において、ジェネリック医薬品を患者及び医療関係者が安心して使用することができる環境整備等を図るため、山形県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) ジェネリック医薬品の安心使用促進事業に関すること
- (2) ジェネリック医薬品に係る知識の普及等に関すること
- (3) その他ジェネリック医薬品の安心使用促進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 行政を代表する者
- (2) 医師会を代表する者
- (3) 歯科医師会を代表する者
- (4) 薬剤師会を代表する者
- (5) 病院を代表する者
- (6) 薬業団体を代表する者
- (7) 県民を代表する者
- (8) 保険者を代表する者

2 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

3 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会には、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が選任する。

3 会長は、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部健康福祉企画課に置く。

(細則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員に諮って定めることができる。

附 則 この要綱は、令和5年4月28日から施行する。